

「三原台中学校 いじめ防止対策基本方針」

令和5年 4月 1日

練馬区立三原台中学校

I 基本方針

1 いじめに対する基本姿勢

すべての生徒と大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という意識をもつ。

- ① いじめは人権侵害、犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない」学校をつくる。
- ② いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守りとおす。
- ③ いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④ 保護者と信頼関係を築き、地域や関係機関との連携を図る。

2 早期発見に向けて

いじめは大人の目の届きにくいところで発生することが多く、学校・家庭・地域が協力し、全力で実態把握に努める。

- ① 生徒の声に耳を傾ける。(アンケート、個別面談等)
- ② 生徒の行動に注視する。(週番活動、校内巡回等)
- ③ 保護者と情報を共有する。(電話、家庭訪問等)
- ④ 地域と日常的に連携する。(地域の行事への参加、関係機関との連携等)

3 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解決を目指す。

- ① いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ② 学級担任が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③ 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- ④ いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ⑤ 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑥ いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- ⑦ 必要に応じて、区が設置しているサポートチームの活用を図る。

4 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒たちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- ① 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ② 道徳、特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- ③ 悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員等を活用する。
- ④ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- ⑤ 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善・充実を図る。
- ⑥ 教職員の研修の充実、いじめ相談体制の整備を行う。
- ⑦ 地域や関係機関と定期的に情報交換を行い、日常的な連携を深める。

II 具体的な取り組み

1 相談体制の充実

- ① スクールカウンセラーを活用し、学校の相談機能を高める。
- ② 心のふれあい相談員の活用を工夫し、スクールカウンセラーとの連携強化を図る。
- ③ 緊急窓口を周知徹底し、深刻な事案は迅速に対応できるようにする。

2 実態把握

- ① 生活指導部を中心にアンケートやチェックリストの活用等を行う。

3 教員の取り組み

- ① いじめ対策マニュアル、指導資料を活用する。
- ② 研修会に積極的に参加するようにする。

4 生徒の自主的な取り組み

- ① 生徒が主体となって活動する場を設定する。
- ② 区が実施する「いじめ防止対策」の取り組み(ポスター製作、スローガン、よびかけ等)に積極的に参加し、意識を高める。

5 ふれあい月間の取り組み

- ① 6月・11月・2月に設定されている「ふれあい月間」の周知徹底を図る。
- ② 「ふれあい月間」にかかわる学習が展開できるようにする。

6 教職員の指導力の向上

- ① いじめアンケート調査の状況を詳細に分析し、指導に生かす。
- ② 携帯電話、インターネット等を通して行われるいじめの防止のための講習会を実施し、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。